



障がい者

ともに生きるために

障がいのある人が地域で生活し、社会参加ができるよう、さまざまな支援を行っています。(*)印は障がい者相談支援センター(P80)でも申請を受け付けます。

安心して暮らすために

障がい福祉室

TEL 06-6384-1347、06-6384-1348 FAX 06-6385-1031

手帳の交付

さまざまな福祉制度を利用するための手帳です。申請が必要です。

身体障がい者手帳(*)

病気やけがなどにより法に定める機能障がいのある人。

療育手帳(*)

知的障がいのある人。

精神障がい者保健福祉手帳(*)

精神障がいのある人。

暮らしを支える制度

▶ 障がいのある人のための制度

障がいの内容に応じて、さまざまな支援を行っています。所得に応じて費用負担が必要な場合があります。

補装具交付と修理(*)

身体障がい者(児)などに、白杖や眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、歩行器などの購入費と修理費の一部を助成します。

日常生活用具の給付(*)

在宅の重度身体障がい者(児)・難病患者などに次の日常生活用具を給付します。

肢体 便器、特殊寝台、火災警報器、入浴用担架、移動用リフト、移動・移乗支援用具、入浴補助用具など

視覚 視覚障がい者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、点字図書など

聴覚 聴覚障がい者用の目覚まし時計・屋内信号装置・情報受信装置など

言語 携帯用会話補助装置など

内部障がい(腎臓など) 透析液加温器など

居宅介護(*)

日常生活を営むことに支障がある身体・知的・精神障がい者(児)、難病患者の家庭をホームヘルパーが訪問し、食事や洗濯、掃除、身の回りの世話などをします。相談・助言なども行います。

移動支援(*)

全身性・知的・精神障がい者(児)、難病患者が、買い物(生活必需品除く)や余暇活動などに出かけるときに付き添い人がいない場合、ガイドヘルパーを派遣します。

短期入所(*)

身体・知的・精神障がい者(児)、難病患者を介護している家族が、病気や出産などで介護できない場合、障がい者(児)が一時的に施設を利用できます。

生活介護(*)

常に介護を必要とする人に昼間、施設での入浴や排せつ、食事の介護などを行います。創作的活動や生産活動の機会も提供します。

グループホーム(*)

地域での生活を希望する主に知的・精神障がい者に、共同生活の場において日常生活上の支援を行います。



障がい者
▼ともに生きるために／安心して暮らすために

配食サービス(*)

在宅で食事づくりが困難な、重度身体・知的・精神障がい者のみの世帯か重度身体・知的・精神障がい者とおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に、食事を届けます。

手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障がい者が病院や公共機関に出かけるとき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

入院時コミュニケーション支援員派遣(*)

入院時に障がい者の意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣します。

同行援護(*)

重度の視覚障がい者(児)が出かけるとき、ヘルパーを派遣します。

重度障がい者訪問診査

在宅で寝たきりの肢体不自由の人に医師などを派遣し、身体障がい者手帳申請のための診査などを行います。

▶ 視覚障がいのある人のための制度

大阪府視覚障害者福祉協会

TEL 06-6748-0615 FAX 06-6748-0616

視覚障がいのある人に、リハビリテーションや次の支援を行っています。

家庭訪問指導

中途失明者や視覚障がい者の家庭を指導員が訪問し、自立に必要な生活訓練や点字指導、家事や育児の指導・相談などを行います。

歩行訓練

中途失明者が安全に単独歩行できるよう、希望に応じて訓練を行います。

手当・医療など

障がい福祉室

TEL 06-6384-1347、06-6170-4816 FAX 06-6385-1031

▶ 各種手当てなど

特別児童扶養手当

法律に規定された障がいの状態にある20歳未満の人を養育する人が対象です。施設入所中の人は除きます。支給額は1級が月5万2400円、2級が月3万4900円。所得制限があります。

特別障がい者手当

20歳以上で身体・知的・精神など心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護が必要な人が対象です。施設入所中か3か月を超える長期入院中の人は除きます。支給額は月2万7300円。所得制限があります。

障がい児福祉手当

20歳未満の重度障がい児が対象です。施設入所中の人は除きます。支給額は月1万4850円。所得制限があります。

大阪府重度障がい者在宅生活応援制度

身体障がい者手帳1・2級と療育手帳A(判定書は重度)の両方を持っている人と同居する介護者が対象です。特別障がい者手当を受給している人、施設入所中の人などは除きます。支給額は月1万円。

吹田市障がい者福祉年金

障がい者手帳か判定書を持ち、市の住民基本台帳に1年以上記録されている住民税が非課税の人が対象(20歳以上は、身体1~3級、知的A・B1、判定書重・中度、精神1級の人。20歳未満は障がい者手帳を持つか判定書重~軽度の人。)です。支給額は年齢や障がい等級により変わります(年額2万5200円~4万4400円)。



障がい者
▼安心して暮らすために

大阪府障がい者(児)扶養共済

4月1日現在、療育手帳か身体障がい者手帳1～3級を持つか、その他精神か身体に永続的な障がいがある同程度の状態の人を扶養している65歳未満の保護者が対象。保護者が死亡か心身に著しい障がいを有した場合、被保護者に加入口数(2口まで)に応じた年金が支給されます。

吹田市在日外国人重度障がい者給付金

昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳になった市内在住の外国人で、20歳までに障がいがあったが障がい基礎年金などを受けることができなかった身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aを持つ人に月2万円を支給します。所得制限があります。

▶医療費などの助成

いずれも所得制限や所得に応じた費用負担などがあります。

重度障がい者(児)の医療費助成

重度障がい者が病院などで診療を受けるとき、健康保険の自己負担額の一部を助成します。

要件	所得基準額	健康保険証と以下のものが必要
重度(1・2級)の身体障がい者	本人所得 472万1000円 以下 (扶養なし)	身体障がい手帳
重度(療育手帳Aか判定書重度)の知的障がい者		療育手帳
中・軽度(3～6級)の身体障がい者で中度(療育手帳B1か判定書中度)の知的障がい者		身体障がい手帳と、療育手帳
精神障がい者保健福祉手帳1級の人		精神障がい者保健福祉手帳
特定医療費受給者証か特定疾患医療受給者証を所持し、障がい基礎年金1級か特別児童扶養手当1級相当の人		受給者証と、年金か手当の一級相当の証明となるもの

吹田市で所得を把握できない人(転入者など)は所得証明書などが必要な場合があります。

更生医療の給付

18歳以上の身体障がい者に、障がいを軽くしたり機能を回復させたりする手術などの助成を行います。所得制限あり

診断書の自己負担金助成(*)

身体・知的障がい者(児)が施設の入所・通所や手当の申請、補装具などの給付を受けるときに必要な診断書(意見書)の文書料を助成します。所得制限あり

精神科・心療内科など通院医療費の助成(*)

精神科・心療内科などへ通院するとき、健康保険の自己負担額の一部を助成します。

育成医療の給付

18歳未満の児童が身体の機能障がいを軽減・改善するための手術や治療を受ける場合に必要な医療費を助成します。所得制限あり

費用の助成や援助など

障がい福祉室 TEL 06-6384-1347 FAX 06-6385-1031

福祉タクシー 運賃の助成(*)

在宅の視覚・肢体(上肢のみは除く)、内部の1・2級身体障がい者(児)、重度Aの知的障がい者(児)、1級精神障がい者(児)を対象に、市が契約しているタクシー会社のタクシーの初乗り運賃相当額(660円まで)の利用券を交付します。所得制限があります。

住宅改造(*)

重度障がい者のいる世帯が、状況に応じて自宅の便所や浴室、玄関、廊下、階段、居室などを改造するとき、50万円を限度に助成します。所得制限があります。事前に申請が必要です。

家具等転倒防止器具設置に助成(*)

重度障がい者のみか重度障がい者と65歳以上の市民税非課税か生活保護受給世帯で、自力で器具を設置できない人が対象です。5000円を限度に助成します。

福祉電話の貸し出し

65歳未満で身体障がい者手帳1・2級を持つ障がい者のみか、聴覚障がい者のみの世帯か、これに準ずる世帯で、電話のない世帯に福祉電話を貸し出します。市民税所得割非課税世帯が対象です。

車いすの貸し出し(*)

一時的に車いすが必要な人に、原則1か月以内で貸し出します。

自動車改造費の助成

身体障がい者手帳を持つ人が、新たに購入する自動車の運転に必要な改造をするとき、10万円を限度に助成します。所得制限があります。

自動車運転技能習得助成

普通自動車運転免許を取得したとき、4万5000円を限度に助成します。身体障がい者手帳を持ち、運転免許証の交付日に市内に1年以上住んでいる人が対象。免許証交付後1年以内に申請してください。

介護人自動車運転技能習得助成

1・2級身体障がい者(児)か重度知的障がい者(児)と市内で1年以上同居し、常時介護している人が、普通自動車運転免許を取得したとき、4万5000円を限度に助成します。免許証交付後1年以内に申請してください。

▶障がい者(児)のお口のケアとリハビリテーション

こくく 口腔ケアセンター

所 津雲台1・2・1(千里ニュータウンプラザ内)

TEL 06-6155-8020 FAX 06-6873-3030

歯科医師が口腔の健康度チェックと口腔ケア指導を行います(要予約)。

税の減免

自動車税(環境性能割)

大阪自動車税事務所寝屋川分室

所 寝屋川市高宮栄町13・2 TEL 072・823・1801

自動車税(種別割)

三島府税事務所

所 茨木市中穂積1・3・43 TEL 072・627・1121

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車検査協会高槻支所内

所 高槻市大塚町4・20・1 TEL 072・604・2772

軽自動車税(種別割)

税制課

TEL 06・6384・1244 FAX 06・6368・7344

所得税など

吹田税務署

所 片山町3・16・22 TEL 06・6330・3911

市・府民税

市民税課

TEL 06・6384・1248 FAX 06・6368・7344

利用料などの割引

有料道路通行料金(*)、NHK放送受信料(*)

障がい福祉室へ問い合わせてください。

市の体育施設利用料

各体育施設(123ページ)に問い合わせてください。

交通機関の割引

詳しくは各交通機関にお問い合わせください。

割引の種類	対象	内容						
		種別	距離	介護者	普通乗車券	急行券	定期券	
鉄道	身体障がい者手帳・療育手帳を持つ人	第1種障がい者	単独	101km以上	—	5割引	—	—
			介護者付き	制限なし	1人まで本人と同じ扱い	5割引	5割引(特急券は除く)	5割引(小児は除く)
		第2種障がい者※	単独	101km以上	—	5割引	—	—
		※第2種であっても12歳未満の身体・知的障がい児が介護者と定期乗車券で乗車する場合は、介護者のみ5割引になります。手帳を駅の窓口へ直接提示してください。						
Osaka Metro 大阪シティバス	身体障がい者手帳・療育手帳を持つ人	介護を必要とする第1種障がい者、12歳未満の第2種障がい児は、手帳の提示で本人・介護者に割引。それ以外の第2種障がい者は、バス運賃のみ本人に限り5割引。						
航空機	主要な国内線の運賃が割引。詳しくは航空会社へ問い合わせてください。							
タクシー	身体障がい者手帳・療育手帳を持つ人	大阪タクシー協会、全大阪個人タクシー協会などに加入のタクシーを利用するときに1割引。乗車時に乗務員に手帳を提示。						
船舶	詳しくは船舶会社へ問い合わせてください。							

相談機関

▶ 基幹相談支援センター(障がい福祉室内)

TEL 06-6384-1348 FAX 06-6385-1031

障がい者の総合相談。成年後見の相談や障がい者虐待への対応など。

▶ 障がい者相談支援センター

地域で暮らす障がい者などの身近な相談窓口・福祉サービスや生活の困りごとなどの一般相談。

JR以南

所 内本町2・2・12 TEL 06-6319-9832 FAX 06-6319-9833

片山・岸部

所 岸部中1・28・10・1F TEL 06-6310-1672 FAX 06-6310-1673

豊津・江坂・南吹田

所 豊津町2・1第2中ビル1F TEL 06-6386-3700 FAX 06-6386-3701

千里山・佐井寺

所 千里山東2・20・4 TEL 06-6170-1785 FAX 06-6170-1786

山田・千里丘

所 山田西1・26・20 TEL 06-6170-5136 FAX 06-6170-3939

千里ニュータウン

所 津雲台1・2・1・5F TEL 06-6873-8850 FAX 06-6873-8860

▶ 地域保健課(保健所内)

所 出口町19・3 TEL 06-6339-2227 FAX 06-6339-2058

精神障がい者の医療・健康相談など

▶ 学校教育室

所 朝日町3・415(吹田さんくす3番館4階)

TEL 06-6155-8192 FAX 06-6155-8872

障がい児の就学や特別支援教育について、相談や助言など。

▶ 教育センター

所 出口町2・1 TEL 06-6384-4488 FAX 06-6337-5412

来所・電話・出張教育相談の中で発達に関する相談に応じます。

▶ 大阪府障がい者自立相談支援センター

所 大阪市住吉区大領3・2・36

身体障がい者支援課

TEL 06-6692-5262 FAX 06-6692-5340

知的障がい者支援課

TEL 06-6692-5263 FAX 06-6692-3981

▶ 大阪府吹田子ども家庭センター

所 出口町19・3 TEL 06-6389-3526 FAX 06-6369-1736

18歳未満の身体・知的障がい児と家族に、相談・指導など。

▶ OSAKAしごとフィールド

所 大阪市中央区北浜東3・14 エル・おおさか本館2・3F

TEL 06-4794-9198 FAX 06-6232-8581

職業の適性検査や相談。

▶ 大阪障害者職業センター

所 大阪市中央区久太郎町2・4・11 クラボウアネックスビル4F

TEL 06-6261-7005 FAX 06-6261-7066

障がいの種類、程度に応じた職業相談や職業指導。

▶ ハローワーク淀川

所 大阪市淀川区十三本町3・4・11

TEL 06-6302-4771 FAX 06-6886-3868

就職相談や職業訓練、就職・雇用のための助成金制度など。



障がい者
▼安心して暮らすために

障がいのある人のための施設

総合福祉会館

所 出口町19-2 TEL 06-6339-1201 FAX 06-6339-1202

教室

陶芸や七宝焼、ストレッチ体操など。無料。材料費実費。在宅障がい者が利用できます。事前に申し込んでください。

生活介護

常時介護が必要な在宅障がい者に対して機能訓練や日常生活活動訓練、入浴や給食サービスなどを行っています。所得に応じて費用負担があります。

障害者支援交流センターあいほうぶ吹田

所 千里万博公園12-27 TEL 06-6816-6877 FAX 06-6816-6881

市内在住の18歳以上65歳未満の身体・知的障がい者を対象に、生活介護施設や障がい者短期入所施設を開設しています。市内在住の障がい者と介護者などにプール・介助浴室を、市内の福祉ボランティア団体などに会議室を開放します。

すいた障がい者就業・生活支援センター

所 高浜町7-7 TEL 06-6317-3749 FAX 06-4867-3030

障がい者などが事業主を対象とする、求職、職場定着やジョブコーチ派遣などの相談や支援。

千里山・佐井寺図書館(ちさと)

所 千里山松が丘25-2 TEL 06-6192-0516 FAX 06-6192-0517

視覚障がい者や活字が読みにくい人に、録音図書や点字図書・雑誌を郵送で貸し出しています。分室を除く各図書館で対面朗読も行っていきます。

図書館への来館が困難な人には、図書館の図書・雑誌を郵送貸出しています。いずれも利用料は無料ですが、登録が必要。

子ども発達支援センター キッズほうぶ

所 片山町2-11-40 TEL 06-6339-6103 FAX 06-6387-5734

不安や悩みを抱える子供や保護者、家族が必要なときに必要な療育を受けることができるよう、総合的な支援をしています。

地域支援センター

TEL 06-6339-6103 FAX 06-6387-5734

18歳までの発達や療育に関する相談など、各種親子教室、保護者・支援者向け講座、市民向け福祉講座を行っています。

杉の子学園

TEL 06-6387-5667 FAX 06-6387-5734

知的な遅れや発達に配慮を必要とする就学前幼児の通園施設です。各種訓練と小集団で生活自立の取り組みや遊びを通して心身の成長・発達を促します。

わかたけ園

TEL 06-6388-0030 FAX 06-6387-5734

主に肢体が不自由な就学前の乳幼児が保護者とともに通園し、機能訓練や生活指導などで、機能の向上・改善を図ります。整形外科・小児科の診察や発達相談も行っています。

杉の子学園・わかたけ園の入園は、通所受給者証が必要です。詳しくは問い合わせてください。

地域活動支援センターりあん

所 内本町1-2-17 TEL 06-7182-4050 FAX 06-7182-4050

創作的活動、生産活動、社会交流の場所や機会の提供を行います。また、精神保健福祉士が日常の困りごとなどの相談に応じます。

地域活動支援センター赤レンガ

所 千里山月が丘6-8 TEL 06-6319-9894

創作的活動、生産活動、社会交流の場所や機会の提供を行います。また、就労に向けた訓練などのプログラムの実施や相談に応じます。

施設への通所

障がい福祉室 TEL 06-6384-1348 FAX 06-6385-1031

身体・知的・精神障がい者(児)が指導や訓練を受けて自立をめざす障がい福祉サービス事業所などがあります。

ボランティア活動のために

障がい福祉室 TEL 06-6384-1347 FAX 06-6385-1031

手話講習会

入門コースは4月から1年間。会話コースは5月から6か月間開催します。いずれも昼と夜に開催。

点字講習会

点訳ボランティア養成のために、9月から開催します。

ボランティア団体

点訳奉仕員と朗読奉仕員の養成

大阪府視覚障害者福祉協会 TEL 06-6748-0615

手話通訳員の養成と派遣

大阪聴力障害者協会

TEL 06-6748-0380 FAX 06-6748-0383

ボランティア活動振興の総合活動

大阪ボランティア協会 TEL 06-6809-4901

さまざまなボランティアグループ

吹田市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL 06-6339-1210 FAX 06-6170-5800

さまざまなグループが登録・活動しています。詳しくは同センターへ。



障がい者
▼安心して暮らすために